

入間市ヤングケアラー支援条例 制定要旨

1 経緯

ヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことにより、勉強時間、部活動に打ち込む時間、友人と過ごす時間等と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあり、大きな社会問題となっています。

このような背景から埼玉県では、令和2年3月に全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」を制定し、同年7月には、県内高校2年生を対象に「埼玉県ヤングケアラー実態調査」を実施しました。

本市におきましても、潜在化しているヤングケアラーの存在及び実態を把握するために、令和3年7月に「入間市ヤングケアラー実態調査」を実施し、本市のヤングケアラーの割合は、小学生5.7%、中学生4.1%、高校生4.8%であり、ヤングケアラーへの支援の必要性が浮き彫りとなりました。

ヤングケアラーは、世話や介護が当たり前の日常となり、子ども本人や家族に「支援が必要」との自覚がないケースも多いため、表面化しにくいという問題を抱えています。このようなヤングケアラーに対し、学校生活や進路に支障が出ないように早期支援をしていくためにヤングケアラーに特化した本条例を提案するものです。

2 趣旨

全てのヤングケアラーが個人として尊重され、心身の健やかな成長及び自立が図られるよう、ヤングケアラーを早期発見し、適切に支援していくために必要な事項を定めるものです。

3 条例で定める主な内容

目的、定義、基本理念、市の責務、保護者の役割、学校の役割、地域住民等の役割、関係機関の役割、早期発見、ヤングケアラーの支援、支援体制の整備、人材の確保等、財政上の措置

4 施行日

令和4年7月1日